

## 7. 特別会員の入会の可否を決定する規程

第1条 この規程は、一般社団法人日本環境衛生施設工業会（以下「本会」という。）定款第6条の規定に基づき、理事会において入会の可否を決定するために総会が別に定める基準を定める。

第2条 本会の特別会員として入会資格は、定款第3条に規定する目的に賛同し、定款第4条に規定する事業について学識・経験を有する者とする。

第3条 事務局は、本会の特別会員として入会を希望する者から入会の申込みを受けた場合は、企画運営委員会及び技術委員会に諮った上、理事会に付議しなければならない。

第4条 事務局は、理事会の決定を入会希望者に速やかに伝達するものとする。

### 附 則

この規程は、昭和54年9月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、定款第6条に規定する手続きを経たものとみなし、平成15年4月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成23年7月1日から施行する。